

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和5年11月30日(木)
午前10時10分～午前10時51分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 菅原和子 副委員長 笹森 波
委員 熊谷克彦 委員 千葉栄幸
委員 板橋美保 委員長 南良彦
- 4 委員外議員 3名
議長 菊地 忍 副議長 佐々木哲男
議員 及川 秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 大澤 博
次長兼議会総務係長 佐藤 恵子
主幹兼議事調査係長 若林 潤
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 令和5年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程
(案)について
確認事項
(1) 条例議案の事前説明会について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 議案の取扱いについて
 - ② 議員提出議案（意見書）の取扱いについて
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - ① 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 陳情の取扱いについて
 - ② 亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙の方法について
- (4) 議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例実施計画について

午前10時10分 開会

○委員長（菅原和子） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

令和5年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 令和5年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について説明いたします。

初めに、次第書の1ページ、①の今期定例会に提出のありました市長提出議案23か件の内容について御説明いたします。

資料は1ページから3ページを御覧願います。

まず、条例議案は11か件で、内訳は廃止条例案1か件及び改正条例案10か件です。

次に、補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、宅地造成事業特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計に係る6か件です。

次に、その他議案については、6か件です。内訳は、工事請負契約の締結について1か件、土地の売払いについて1か件、町の区域を新たに画することについて1か件及び指定管理者の指定について3か件となっております。

以上が市長提出議案23か件の内訳です。

次に、次第書の1ページ、② 議員提出議案については、2か件です。条例案1か件及び意見書案1か件となっております。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の1ページ ③ 一般質問を御覧願います。

一般質問については、11月28日の正午で通告を締め切りました。今期定例会には8名の議員より、合わせて質問事項17事項、質問要旨56項目の通告があったところです。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいりますので、通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、菊地昌夫議員、2番、齋 浩美議員、3番、吉田 良議員、4番、板橋美保議員、5番、大久保主計議員、6番、小野寺美穂議員、7番、笹森 波議員、8番、菅原和子議員となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案しまして、今期定例会の会期については、次第書1ページの④ 会期にお示ししておりますとおり、12月4日月曜日から12月15日金曜日までの12日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤ 日程の会期日程（案）について御説明いたします。

資料は4ページ及び5ページを御覧願います。

令和5年第5回名取市議会定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の12月4日です。

初めに、開会の後、会期の決定を行います。

次に、議案第84号から議案106号までを一括上程いたしまして、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第85号及び議案第86号の改正条例案2か件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第87号から議案第94号までの改正条例案8か件及び議案第96号の土地の売払いについての1か件並びに議案第104号から議案第106号までの指定管理者の指定3か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙を行います。

次に、議会案第6号に対する採決を行います。

次に、議会案第7号に対する質疑及び委員会付託を行います。

以上で散会となりますが、その後、常任委員会を開催します。

12月5日火曜日から10日日曜日までは、休会とするものですが、6日水曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び議案関連事業箇所の現地調査、意見書案審査等を行います。なお、7日木曜日と8日金曜日は、市長が出張により不在のため、休会とするものです。

12月11日月曜日及び12日火曜日は、一般質問を行います。

12月13日水曜日及び14日木曜日は休会とするものですが、議案審査のため常任委員会を開催いたします。13日は午前には総務消防常任委員会を、午後には建設経済常任委員会を、14日は午前には民生教育常任委員会を開催するものです。

最終日は12月15日金曜日となります。

初めに、議案第84号の廃止条例案に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、招集日に委員会付託を行った、議案第87号から議案第94号までの改正条例案8か件に対する討論、採決を行います。

次に、議案第95号の工事請負契約の締結に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、招集日に委員会付託を行った議案第96号土地の売払いについての1か件に対する討論、採決を行います。

次に、議案第97号から議案第103号までの補正予算案6か件及び町の区域を新たに画することについての1か件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、招集日に委員会付託を行った議案第104号から議案第106号までの指定管理者の指定についての3か件に対する討論、採決を行います。

次に、議会案第7号に対する委員長報告、討論、採決を行います。

以上、全ての議案の審議が終了し、12月定例会閉会となる会期日程案です。

令和5年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について説明は以上です。

○委員長（菅原和子） ただいま、令和5年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） お諮りいたします。12月定例会の会期及び日程（案）については、12月4日から12月15日までの12日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） 御異議なしと認めます。よって、令和5年第5回名取市議会定例会の会期及び日程（案）については、12月4日から12月15日までの12日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項の条例議案の事前説明会について、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 次第書の1ページ、下段を御覧願います。

まず、条例議案の事前説明会については、明日12月1日金曜日午前10時より開会いたします。場所は、議員協議会室です。

説明議案については、議案第84号から議案第94号までの条例議案11か件に対する説明になります。

説明員は、各条例を所管する部課長です。

条例議案の事前説明会については以上です。

○委員長（菅原和子） 条例議案の事前説明会については、ただいま、書記より説明をいたさせましたとおりですので、よろしく願いいたします。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 議案の取扱いについて御説明いたします。

初めに、次第書の2ページを御覧願います。1の（1）の①一括議題・審議方法・付託する常任委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料は6ページから8ページまでの議案の取扱い（案）を御覧願います。

まず、議案第84号の廃止条例案については、12月15日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第85号名取市職員の給与に関する条例及び名取市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第86号名取市特

別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2か件については、国家公務員の一般職及び特別職の給与を改正する法律案が、衆議院は令和5年11月14日、参議院は11月17日に賛成多数で可決、成立したことに伴い、令和5年12月の期末手当等の支給に反映させるため、12月4日月曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第87号から議案第94号までの改正条例案については、まず12月4日に上程し、質疑の後、委員会付託を行います。12月15日に再度上程し、討論の後、起立採決を行います。

なお、これらの改正条例案については、議案第87号を総務消防常任委員会へ、議案第88号及び議案第92号から議案第94号までを建設経済常任委員会へ、議案第89号から議案91号までを民生教育常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第95号の工事請負契約の締結については、12月15日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第96号の土地の売払いについては、まず12月4日に上程し、質疑の後、委員会付託を行います。12月15日に再度上程し、討論の後、起立採決を行います。

なお、土地の売払いについては、建設経済常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第97号から議案第102号までの補正予算案6か件及び議案第103号の町の区域を新たに画することについては、12月15日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第104号から議案第106号までの指定管理者の指定3か件については、まず12月4日に上程し、質疑の後、委員会付託を行います。12月15日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、これらの指定管理者に関する議案については、議案第104号及び議案第105号を民生教育常任委員会へ、議案第106号を建設経済常任委員会へ付託するものです。

次に、議会案第6号の改正条例案については、12月4日に提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決を行うものです。

次に、議会案第7号の意見書案については、12月4日に質疑、委員会付託を行います。12月15日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、この意見書案については、建設経済常任委員会へ付託するものです。

① 一括議題・審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

次に、② 議案審査に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

会期日程（案）でも御説明いたしましたとおり、総務消防常任委員会を12月13日の午前に、建設経済常任委員会を同日の午後に、民生教育常任委員会を14日午前に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻については、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、③ 委員会審査報告書の取扱い（案）についてです。

委員会における意見書案、及び議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合については、その報告を受けて定例会最終日に上程し、審議を行うとするものです。

議案の取扱いについては以上です。

○委員長（菅原和子） ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） お諮りいたします。議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、議員提出議案（意見書）の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 議員提出議案（意見書）の取扱いについて御説明いた

します。

次第書の2ページ、下段を御覧願います。

資料については、11ページから13ページまでです。

今期定例会では、1か件の意見書が提出されました。

議会案第7号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書です。提出者は小野寺美穂議員、賛成者は齋 浩美議員です。取扱い案としては、建設経済常任委員会へ付託するものです。

議員提出議案（意見書）の取扱いについては以上です。

○委員長（菅原和子） ただいま、議員提出議案（意見書）の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） お諮りいたします。議員提出議案、意見書1か件の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案（意見書）の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

次第書の3ページ、上段を御覧願います。① 改正案について御説明いたします。

資料は9ページ・10ページになります。

提出者は、議会運営委員会委員長とし、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。

なお、今回の一部改正については、11月22日に開催されました会派代表者会議の決定に基づき、御提案するものです。

条例改正の内容を御説明いたします。

本市の議会議員の期末手当の支給割合については、国の特別職の職員の支給割合に準じていますが、今国会（第212回）において人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額等の改定を行う、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が衆議院は令和5年11月14日、参議院は11月17日に賛成多数で可決されました。

その内容については、期末手当の支給割合を現在の年間3.30月分を3.40月分に0.10月分引き上げ、令和5年12月支給分から実施するというものです。

国のこのような根拠法令の改正を受けまして、本市議会議員の期末手当の取扱いについて御協議願うものです。

資料10ページの条例改正案文を御覧ください。

第1条ですが、令和5年12月支給分は現在100分の165月分ですが、これが100分の175月分に引き上げられます。

次に第2条ですが、令和6年6月及び12月の支給分は100分の170月分、つまり1.70月分とし、年間3.40月分として支給するよう改正するものです。

また、改正条例が可決された際には、通常の前期末手当支給日の12月8日は、引上げ後の額で支給することを予定しております。議員1人当たりの支給額は、6月支給分より55,300円の増となるものです。

次に、次第書の3ページ、② 取扱い案について御説明いたします。

初めに、ア 上程・審議日については、12月4日月曜日、亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙の後を予定しております。

次に、イ 審議方法については、提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決を行うものです。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明は以上です。

○委員長（菅原和子） ただいま、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） お諮りいたします。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） 御異議なしと認めます。よって、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、そのように決定いたしました。

次に、陳情の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 陳情の取扱いについて御説明いたします。

それでは、次第書3ページ、資料は14ページを御覧願います。

今期定例会には、1か件の陳情が提出されております。

陳情第3号 県道258号仙台館腰線の愛称の命名についての陳情です。提出者は、キラキラパーク増田西代表伊藤宗男さんです。

以上、陳情1か件の取扱いについては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、建設経済常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

陳情の取扱いについては以上です。

○委員長（菅原和子） ただいま、陳情の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） お諮りいたします。陳情1か件の取扱いについては、取扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） 御異議なしと認めます。よって、陳情の取扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙の方法についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙の方法について、御説明いたします。

それでは、次第書3ページ及び資料15・16ページを御覧願います。

今回のこの補欠選挙については、亘理名取共立衛生処理組合議会議員でありました荒川洋平議員が、令和5年9月28日開催の第4回定例会において本市議会議員を辞職し、また同組合議会議員を辞職したことにより、欠員が生じたため、補欠選挙を行うものです。

まず、次第書3ページの箱書きを御覧ください。

この資料のとおり、亘理名取共立衛生処理組合同規約第6条において「組合議員に欠員を生じたときは、関係市町の議会において補欠選挙を行わなければならない」と規定されております。

この規定に基づきまして、資料15ページとなりますが、10月5日付で亘理名取共立衛生処理組合の管理者から市長に対し「亘理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙について」により後任議員の選挙について依頼がなされております。これを受け、資料16ページとなりますが、10月17日付で市長から議長に対し「亘理名取共立衛生処理組合議会議員の選出について」により依頼がなされたところです。今回の補欠選挙については、この依頼に基づいて実施するものです。

この取扱いについて、再度次第書3ページを御覧ください。①選出する議員の数については、欠員分の1名です。

次に、②選挙の期日については、今期定例会開会日の12月4日月曜日とする案です。

次に、③選挙の方法については、先例に基づき、議長による指名推選とする案です。

なお、この指名推選については、11月22日開催の会派代表者会議において、長南良彦議員を内定者とする事が確認されております。

亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙の方法について、説明は以上です。

○委員長（菅原和子） ただいま、亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙の方法について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） お諮りいたします。亘理名取共立衛生処理組合議会

議員の補欠選挙の方法については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） 御異議なしと認めます。よって、亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙の方法については、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例実施計画についてを議題といたします。

このことについては、本委員会の任期2年間において、実施計画で後期に実施すべきと設定した項目について定例会毎に委員会を開催して検討・実施し、任期満了前に4年間の評価をまとめていくという流れで進めてまいりました。

本日は実施計画最終評価について協議を行いたいと思います。

委員長案を作成いたしましたので、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 名取市議会基本条例実施計画最終評価について、別冊の名取市議会基本条例実施計画最終報告書（案）により御説明いたします。

まず、議会基本条例実施計画については、令和元年8月に本委員会で作成した評価・検証案及び実施計画案を議員協議会にて全議員にお示しし、御理解をいただいた後、名取市議会基本条例の評価及び検証結果の報告書を、ホームページで公開しているところです。

その報告書において、評価及び検証から導いた今後の方策案から、本市議会として取り組むべき事項を選定し、その実施時期を示したものが議会基本条例実施計画となります。

これにより整理された16の取組目標について、これまで、前期推進計画及び後期推進計画として取組を進めてきました。

前期推進計画については、令和2年2月から令和4年1月までの期間で、実施計画に選定された8項目の取組について本委員会で評価・検証を行い、議員全体会議にて全議員にお示しし、令和4年1月に「名取市議会基本条例実施計画中間報告書」をホームページで公開しているところです。

そして、後期推進計画については、実施計画の前期期間における検討・実施を終え残りの取組項目及び引き続き検討・実施を行う項目について、令和

4年2月から令和6年1月までの期間で、取り組んでいくこととしました。

この度は、前期推進計画及び後期推進計画での4年間の取組について、議会基本条例実施計画最終評価として、評価・検証をまとめるものです。

最終評価の進め方ですが、別冊資料のとおり、委員長案として最終報告書のたたき台を作成しておりますので、委員各位に内容をご確認いただき、たたき台の修正、追記、削除をしていただくことを想定しております。12月8日金曜日正午までに、修正内容等を事務局に提出していただき、12日火曜日2回目の委員会を開催し、事務局で取りまとめた内容を御協議いただき、最終案といたします。

その後の流れとしては、議会運営委員会委員長より議長宛てに議会基本条例実施計画最終報告書を提出します。あわせて、ホームページ及び議会だよりで公表する予定としております。

説明は以上です。

○委員長（菅原和子） ただいま、実施計画最終評価について、書記より説明をいたさせました。

このことについて、委員各位より御意見及び確認しておきたい事項等ありましたらお伺いしたいと思います。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

【休憩中の協議概要】

- ・最終報告書（案）について概要を説明し、12月8日金曜日正午までに、素案に対する修正内容等を事務局に提出し、次回の委員会で、再度協議することとした。
- ・最終報告書の公表については、委員長から議長へ12月中に提出し、各議員へも配付の上、ホームページ及び議会だよりで公表することとした。

午前10時51分 再開

○委員長（菅原和子） 再開いたします。

お諮りいたします。名取市議会基本条例実施計画については、休憩中の協議

のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原和子） 御異議なしと認めます。

それでは、名取市議会基本条例実施計画については、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時51分 散会

令和5年11月30日

議会運営委員会

委員長 菅原 和子